

# 第62回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時30分）

## 開催場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー  
ベルサール東京日本橋 5階コンファレンスセンター

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）  
8名選任の件

## 目次

第62回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	8
事業報告	21
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告	41

## 招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン  
からでも招集ご通知がご覧  
いただけます。

<https://p.sokai.jp/9742/>



証券コード 9742  
(発信日) 2024年6月3日  
(電子提供措置の開始日) 2024年5月24日

株主の皆様へ

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号  
株式会社アイネス  
代表取締役社長 服部 修治

## 第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、お手数ながらいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト  
株主総会ページ

<https://www.ines.co.jp/ir/meeting.html>



東証ウェブサイト  
東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトでは、銘柄名（会社名）「アイネス」または証券コード「9742」にて検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択して、ご確認ください。

株主の皆様におかれましては、後記の議決権行使についてのご案内をご確認いただき、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー  
ベルサール東京日本橋 5階コンファレンスセンター
3. 目的事項  
報告事項 (1) 第62期（自2023年4月1日至2024年3月31日）  
事業報告、連結計算書類ならびに  
会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果の報告の件  
(2) 第62期（自2023年4月1日至2024年3月31日）  
計算書類の報告の件
- 決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

以上

- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してご送付する書面には記載しておりません。

[事業報告] 業務の適正を確保するための体制および運用状況

[連結計算書類] 連結株主資本等変動計算書

連結注記表

[計算書類] 株主資本等変動計算書

個別注記表


- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

**ご推奨**




**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)  
午後5時 入力完了分まで

**ご推奨**



**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

議決権行使書に議案に対する賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)  
午後5時 到着分まで



**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書を会場受付にご提出ください。(\*1)

日 時

2024年6月25日(火曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時30分)

\*1 代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人とし、代理権を証明する書面のご提出を必要といたします。

## 書面(議決権行使書)のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日 \_\_\_\_\_ 議決権の数 \_\_\_\_\_ XX 票

XXXXXXXX年XX月XX日

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

〇〇〇〇〇〇

※ここに議案の賛否をご記入ください。

※ここに議案の賛否をご記入ください。

### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書はイメージです。

- ・書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使とさせていただきます。
- ・インターネットで複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。
- ・議決権行使書に議案に対する賛否の記載がない場合は賛成の意思表示をされたものとさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# ライブ配信についてのご案内

## 1. ライブ配信について

株主総会会場に来場されなくとも、株主総会の模様をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログインしてご視聴ください。

なお、本ライブ配信では議決権の行使や質問等を行うことはできません。事前の議決権行使をお願いいたします。

配信日時：2024年6月25日（火曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

### 【ご留意事項】

- ・ご使用の機器、通信環境の状況により、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・ライブ配信映像や音声データの保存、SNS等での投稿等をご遠慮ください。
- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに可能な限り配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ・何らかの事情によりライブ配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

## 2. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご利用方法

### (1) QRコードの読み取りによりログインする場合

<<同封の議決権行使書裏面（イメージ）>>



### (2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合

<<株主様認証画面（ログイン画面）>>

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

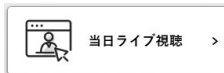
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

- ① 同封の議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワード（※）を入力してください。
- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。  
※議決権行使WEBサイトで使用するパスワードとは異なりますのでご注意ください。

（画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます）

### (3) ポータルサイト（株主総会当日）

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



※当日ライブ視聴ページには、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

- ② 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。
- ③ 当日ライブ視聴ページが表示されます。

## 推奨環境

本サイトの推奨環境は以下の通りです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows10以降	MacOS X 10.13(High Sierra)以降	iOS 13.0 以降	iOS 12.0 以降	Android 8.0以降
ブラウザ *各種最新	GoogleChrome、 Microsoft Edge(Chromium)	Safari、 GoogleChrome	Safari	Safari	Google Chrome

\* 上記環境において通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

インターネット配信サイトに  
関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-676-808

(通話料無料)

※土日祝日等を除く平日9:00～17:00、ただし、株主総会当日は9:00～株主総会終了まで



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置付け、安定した配当を継続的に実施することを基本方針とし、業績および経営環境等を総合的に勘案し、配当を行っております。

上記の基本方針を踏まえ、当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元をより充実させていただくため、次のとおりといたします。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額 520,081,825円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日

なお、2023年12月5日に、中間配当として1株につき金25円をお支払いいたしておりますので、当期の配当は、年額で金50円と前期比5円の増配となります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、グループ経営の意思決定迅速化、コミュニケーション強化、生産性向上を図るため、2024年4月1日より本社を神奈川県横浜市都筑区から東京都中央区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第2条<条文省略> （本店の所在地） 第3条 当社は、本店を <u>神奈川県横浜市都筑区</u> に置く。	第1条～第2条<現行どおり> （本店の所在地） 第3条 当社は、本店を <u>東京都中央区</u> に置く。
第4条～第38条<条文省略> <u>2023年 6月23日改定</u>	第4条～第38条<現行どおり> <u>2024年 6月25日改定</u>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案の候補者についてはその決定プロセスを確認の上、特段の指摘すべき点はないとの報告を受けております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	属性			2023年度取締役会出席状況
1	はっとり 服部 修治 <small>しゅうじ</small>	代表取締役社長	再任			10回/10回（100%）
2	つかほら 塚原 進 <small>すすむ</small>	代表取締役専務執行役員	再任			12回/12回（100%）
3	たかだ 高田 浩二 <small>こうじ</small>	執行役員	新任			—
4	すずき 鈴木 玲子 <small>れいこ</small>	執行役員	新任			—
5	きん 金 群 <small>ぐん</small>	社外取締役	再任	社外	独立役員	12回/12回（100%）
6	むらかみ 村上 嘉奈子 <small>かなこ</small>	社外取締役	再任	社外	独立役員	12回/12回（100%）
7	さとう 佐藤 信行 <small>のぶゆき</small>	社外取締役	再任	社外	独立役員	12回/12回（100%）
8	もりさき 森崎 孝 <small>たかし</small>	社外取締役	再任	社外	独立役員	9回/10回（90%）



所有する当社株式数

8,738株

取締役在任期間

(本総会終結時) 1年

取締役会出席状況

10/10回 (100%)

候補者番号

1

はつとり しゅうじ  
服部 修治

(1965年8月16日生)

再任

### 【略歴、当社における地位および担当】

1988年4月 当社入社  
2006年10月 当社 名古屋支社長  
2012年4月 当社営業統括本部 公共営業本部長  
2013年10月 当社運用サービス事業部 第一運用サービス本部長  
2017年4月 当社事業戦略本部 担当本部長  
2019年4月 当社執行役員 公共ソリューション本部 副本部長  
2021年4月 当社常務執行役員  
2023年6月 当社取締役常務執行役員  
2024年4月 当社代表取締役社長 (現任)

### 【重要な兼職の状況】

なし

### 取締役候補者とした理由

候補者は、当社入社以来長きに亘り公共分野、システム運用分野および事業企画等各事業の責任者を歴任し、当社の事業全般に精通すると共に、2021年度からは常務執行役員として、2023年度からは取締役常務執行役員として全事業、グループ経営の推進に多大な貢献をしております。今後の当社および当社グループの経営においても、その豊富な業務経験と広範な見識をもって、自治体システム標準化対応をはじめ新規事業の構築およびアライアンス事業の推進を牽引・主導し、業績ひいては企業価値の向上を果たすものと期待できることから、引き続き取締役としてご選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

つかはら  
塚原

すすむ  
進

(1961年4月8日生)

再任

### 【略歴、当社における地位および担当】

1985年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行  
2005年6月 同行総合企画室次長  
2008年5月 同行企画部主計室室長  
2014年11月 当社執行役員財務本部長  
2015年6月 当社取締役常務執行役員財務本部長  
2021年4月 当社取締役専務執行役員  
2023年6月 当社代表取締役専務執行役員（現任）

所有する当社株式数

27,443株

取締役在任期間

(本總會終結時) 9年

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

### 【重要な兼職の状況】

なし

### 取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり金融関係の業務および企業経営に携わり、当社においても、2015年度から取締役常務執行役員、2021年度から取締役専務執行役員として、事業企画、人事、財務・資本戦略の策定、遂行をし、持続的かつ安定した収益体制の構築に取り組むなど、当社および当社グループの経営に貢献してまいりました。今後の経営においても、その豊富な経験と高い見識をもって、業績ひいては企業価値の向上を果たすものと期待できることから、引き続き取締役としてご選任をお願いするものがあります。



所有する当社株式数

5,771株

候補者番号

3

たか だ こう じ  
高 田 浩 二

(1967年12月11日生)

新任

### 【略歴、当社における地位および担当】

1990年 4 月 当社入社  
2011年10月 当社中部支社長  
2015年 4 月 当社支社統括本部副統括本部長  
2017年 4 月 当社事業戦略本部担当本部長  
2020年 4 月 当社執行役員経営企画本部長（兼）経営管理本部長  
2021年 4 月 当社執行役員金融・社会ソリューション本部長  
2023年 4 月 当社執行役員事業企画本部長  
2024年 4 月 当社執行役員社長室長（現任）

### 【重要な兼職の状況】

なし

### 取締役候補者とした理由

候補者は、当社の公共部門の支社長等を歴任し、公共事業の拡大に貢献をしております。また、その他事業部門ならびに企画・管理部門の責任者も歴任し、当社の各分野について幅広く経験しております。これまでの経験を活かして、社内、グループ内のエンゲージメント高度化の推進役を期待される人物であり、また取締役としての経営のガバナンス力向上を担う一員として期待できることから、新たに取締役としてご選任をお願いするものであります。



所有する当社株式数

12,720株

候補者番号

4

すず き れい こ  
鈴木 玲子

(1967年5月29日生)

新任

### 【略歴、当社における地位および担当】

1990年4月 当社入社  
2008年4月 当社公共システム本部第三ソリューションサービス部長  
2010年10月 当社公共システム事業部第二公共システム本部長  
2014年4月 当社執行役員公共システム事業部長  
2016年4月 当社執行役員人事総務本部副本部長  
2018年4月 当社アイネス総合研究所取締役  
2023年10月 当社執行役員公共ソリューション本部副本部長  
2024年4月 当社執行役員開発本部副本部長（現任）

### 【重要な兼職の状況】

なし

### 取締役候補者とした理由

候補者は、長年公共分野で当社主力ソリューションの開発、販売を促進、当社の公共事業と人材開発に精通しており、ダイバーシティ・人材育成を中心とした事業の推進に多大な貢献をしております。今後の当社事業経営においても、システム開発、運用領域における事業経営、運営の豊富な経験と見識をもって、当社の主力製品である公共部門のWebRings開発および人材育成を果たすものと期待できることから、新たに取締役としてご選任をお願いするものであります。



所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会最終時) 4年

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

候補者番号

5

きん  
金

ぐん  
群

(1962年9月27日生)

再任

社外

独立役員

### 【略歴、当社における地位および担当】

1984年12月 中国杭州電子科技大学 計算機科学科助教、専任講師  
1995年4月 徳島大学 工学部知能情報工学科 助教授  
1999年4月 会津大学 コンピュータ理工学部ソフトウェア学科 助教授  
2003年4月 早稲田大学 人間科学学術院 人間情報科学科 教授 (現任)  
2018年9月 早稲田大学 人間科学学術院 副学術院長 (国際担当)  
2018年9月 早稲田大学 大学院 人間科学研究科長  
2020年6月 当社社外取締役 (現任)

### 【重要な兼職の状況】

早稲田大学 人間科学学術院 人間情報科学科 教授

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、過去に当社総合研究所の研究員として関与したことに加え、長年にわたり大学においてコンピュータサイエンスの動向・適用分野についての研究に携わり、その技術・事業に関する専門的な知識・経験を有しております。2020年度から社外取締役として、これまでの経歴を通じて培われた専門的知識および経験に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っております。今後も当社および当社グループの事業、経営を技術面からも適切な監督を行なうと期待し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

### 独立性に関する事項

候補者の兼職先と当社との間には、取引関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。





候補者番号

6

むらかみ かなこ  
**村上 嘉奈子**

(1978年3月13日生)

(戸籍上の氏名：佐藤 嘉奈子)

再任

社外

独立役員

所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会最終時) 2年

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

### 【略歴、当社における地位および担当】

- 2001年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会)(現在)  
のぞみ総合法律事務所入所
- 2012年11月 東京都生活衛生審議会委員
- 2020年6月 新生信託銀行株式会社 社外監査役(現任)
- 2021年4月 のぞみ総合法律事務所パートナー(現任)
- 2022年4月 第二東京弁護士会常議員
- 2022年6月 当社社外取締役(現任)
- 2023年4月 日本弁護士連合会常務理事

### 【重要な兼職の状況】

- のぞみ総合法律事務所パートナー
- 新生信託銀行株式会社 社外監査役

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、弁護士資格およびコンプライアンス・オフィサー資格を有し、のぞみ総合法律事務所のパートナーを務め、企業のリスク管理、コンプライアンス、危機管理等の弁護士業務に従事しているとともに、他社の社外監査役の立場から企業経営に対する監督を行っております。

当社においては、2022年度から社外取締役として、これまでの経歴を通じて培われた専門的見識に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っております。今後も当社および当社グループの適切な監督を行なうと期待し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

### 独立性に関する事項

候補者の各兼職先と当社との間には、取引関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。



所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会最終時) 2年

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

候補者番号

7

さとう のぶ ゆき  
佐藤 信行

(1962年8月6日生)

再任

社外

独立役員

### 【略歴、当社における地位および担当】

1992年4月 中央大学法学部兼任講師  
1995年4月 釧路公立大学経済学部専任講師  
1997年4月 釧路公立大学経済学部助教授  
2001年4月 尚美学園大学総合政策学部教授  
2006年4月 中央大学大学院法務研究科教授 (現任)  
2011年1月 中央大学副学長 (2014年11月退任)  
2020年7月 中央大学副学長 (現任)  
2021年4月 中央大学教育力研究開発機構長 (現任)  
2022年6月 当社社外取締役 (現任)

### 【重要な兼職の状況】

中央大学大学院法務研究科教授  
中央大学副学長  
日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会委員  
地方公共団体情報システム機構本人確認情報保護委員会委員長

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、大学教授、副学長として学校経営をする立場に加えて、地方自治体の情報システム導入や個人情報保護に関する教育研究実績および公職経験が豊富であります。また、当社の主要業務かつ今後の注力事業となる地方自治体向けの新たな各種情報処理 (ITサービス) 業を推進するうえで、大変重要な領域についての造詣が深く、当社においては、2022年度から社外取締役として、その経歴を通じて培った専門的見識に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っております。今後も当社および当社グループの適切な監督を行なうと期待し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

### 独立性に関する事項

候補者の兼職先である地方公共団体情報システム機構と当社との2023年度の取引額は、当社連結売上原価の0.1%未満です。また、候補者のその他各兼職先と当社との間には、取引および寄付の関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。



候補者番号

8

もり さき  
森 崎

たかし  
孝

(1955年1月1日生)

再任

社外

独立役員

### 【略歴、当社における地位および担当】

1978年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行  
 2008年4月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員  
 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）常務執行役員  
 2010年5月 同行常務執行役員アジア本部長  
 2012年5月 同行専務執行役員市場部門長  
 2012年6月 同行専務取締役市場部門長  
 2012年7月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員  
 市場連結事業本部長  
 2014年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取  
 2016年10月 株式会社三菱総合研究所副社長執行役員  
 2016年12月 同社代表取締役社長  
 2021年12月 同社取締役会長（現任）  
 2023年6月 当社社外取締役（現任）

所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会終結時) 1年

取締役会出席状況

9/10回 (90%)

### 【重要な兼職の状況】

株式会社三菱総合研究所取締役会長  
 株式会社ノリタケカンパニーリミテド社外取締役(監査等委員)  
 日本ビジネスシステムズ株式会社社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、長年にわたり金融機関、IT系シンクタンクの企業経営に携わり、当社においては、2023年度から社外取締役として、これまでの経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っております。今後も当社および当社グループの適切な監督を行なうと期待し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

### 独立性に関する事項

候補者が取締役として在任している株式会社三菱総合研究所と当社との2023年度の取引規模は、売上高は当社連結売上高の0.5%未満、仕入高は当社連結売上原価の0.3%未満です。また、社外取締役として在任している日本ビジネスシステムズ株式会社と当社との2023年度の取引額は当社連結売上原価の0.2%未満です。したがって、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の金 群、村上 嘉奈子、佐藤 信行および森崎 孝の各氏は、社外取締役候補者であります。当社は、金 群、村上 嘉奈子、佐藤 信行および森崎 孝の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任をご承認いただけた場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
  3. 金 群、村上 嘉奈子、佐藤 信行および森崎 孝の各氏と当社とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。金 群氏、村上 嘉奈子氏、佐藤 信行氏および森崎 孝氏の選任をご承認いただけた場合、同契約を継続する予定であります。
  4. 当社は、服部 修治、塚原 進、金 群、村上 嘉奈子、佐藤 信行および森崎 孝の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各氏の選任をご承認いただけた場合、同契約を継続する予定であります。また、高田 浩二氏および鈴木 玲子氏の選任をご承認いただけた場合、各氏との間で同契約を締結する予定であります。なお、当該補償契約の概要については、事業報告の会社役員に関する事項の補償契約の内容の概要等をご参照ください。
  5. 当社は、保険会社との間で当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約を継続し、その後更新する予定であります。各候補者の選任をご承認いただけた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の概要については、事業報告の会社役員に関する事項の役員等賠償責任保険契約の内容の概要をご参照ください。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

番 号	氏 名	当社に おける地位	知識・経験・能力等				
			経営経験	財務・ 会計	法務	業界知識	国際性
1	服 部 修 治	代表取締役	○			○	
2	塚 原 進	代表取締役	○	○		○	
3	高 田 浩 二	取締役	○			○	
4	鈴 木 玲 子	取締役	○			○	
5	金 群	社外取締役				○	○
6	村 上 嘉 奈 子	社外取締役	○		○		
7	佐 藤 信 行	社外取締役	○		○	○	
8	森 崎 孝	社外取締役	○			○	○
9	大 利 一 雅	監査等委員である 取締役	○	○		○	
10	友 田 和 彦	監査等委員である 社外取締役		○			
11	芳 賀 良	監査等委員である 社外取締役			○		
12	早 船 勝 利	監査等委員である 社外取締役	○	○			

以上

# 事業報告

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当期は「2023中期経営計画」の総仕上げとして「自治体向け情報システムWebRingsの標準化対応」、  
「DXソリューションの拡充」、「サステナブル経営の推進」を軸に事業を推進してまいりました。

「自治体向け情報システムWebRingsの標準化対応」

当社のコア事業である公共分野においては、地方公共団体情報システムの標準化対応（自治体システム標準化対応）の期限延伸により、事業計画面および収益面で影響を受けましたが、2024年度以降に本格化する自治体システム標準化対応に向けたシステム開発投資に加えて、新たに品質管理部門を設置するなど万全な準備を進めています。確実な移行に向けて、2024年度後半より導入作業を開始する予定です。

「DXソリューションの拡充」

お客様のDXをITを活用して支援すると共に、当社グループの総合力を活かして自らが持続可能な社会の創造に貢献するDX企業グループへの変革を図るべく、強固な顧客基盤の構築と豊富なサービスラインナップの拡充に努めてまいりました。

特に自治体DXに関連したDXソリューションの開発を中心に取り組み、業務資本提携先である株式会社三菱総合研究所グループや他企業とのアライアンスを推進し、「手続きBaton」、「AI相談パートナー」の拡販、民間分野へのDXサービスの提供を進めてまいりました。

「サステナブル経営の推進」

グループ会社のアイネス総合研究所でのDX人材開発を強化し、また同業他社とのアライアンスによる新規事業開拓への挑戦を続けてまいりました。

当期において当社は監査等委員会設置会社へ移行し、監督・監査機能の強化を行いコーポレートガバナンスの一層の強化を図ってまいりました。

また、財務体質の向上を目指して、保有不動産の処分を行ってまいりましたが、働き方改革の実現に向けた新たな拠点戦略として、2023年5月、東京駅至近に全社営業の発信地として位置付けた「八重洲オフィス」を開設し、2023年9月には、新たに水天宮前にオフィスビルを取得しました。同オフィスビルにはアイネスグループ各社の本部・本社機能を集約し、グループ経営の意思決定迅速化、生産性向上、コミュニケーション強化を図り、経営基盤強化と企業価値の向上を目指してまいります。

当期の売上高は405億57百万円と前期比4.4%の減収となりました。業種別連結売上高は下表のとおりです。

公共分野につきましては、標準化前のリプレース需要の減少などにより、185億4百万円（前期比6.8%

減)となりました。

金融分野につきましては、前期と概ね同水準の77億65百万円(同2.0%増)となりました。

産業分野につきましては、主に基幹システム開発案件の減少などにより142億87百万円(同4.3%減)となりました。

商品・サービス別では、公共分野における前期開発案件の保守フェーズへの移行などによりシステム開発が減少しシステム保守が増加しました。

損益面においては、主に公共分野の減収および新営業オフィス開設に伴うコスト増などにより、営業利益は28億77百万円(前期比24.3%減)、本社移転に伴う一時費用計上などにより、経常利益は27億32百万円(同29.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は17億95百万円(同29.3%減)となりました。

#### 【業種別連結売上高】

区 分	期 別	第 61 期 2022年度		第 62 期 2023年度		対前期 増減率 (%)
		売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
公	共	19,853	46.8	18,504	45.7	△6.8
金	融	7,616	18.0	7,765	19.1	2.0
産	業	14,934	35.2	14,287	35.2	△4.3
合	計	42,404	100.0	40,557	100.0	△4.4

(注) 当期より、グループ事業再編に伴い、従来「その他」に区分していたグループ会社売上高を、公共・金融・産業分野へ表示しました。前期についても同様に組替再表示しております。

#### (2) 設備投資等の状況

当期においては、東京都中央区に旧横浜事業所(横浜市都筑区)に代わる本社ビルを新たに取得しました。また、DXビジネスの拡大やコロナ禍後の働き方改革に見合った拠点戦略を展開し、営業拠点の中心となる八重洲オフィスの開設をはじめとして首都圏オフィス、支社の改廃、設置を行い、設備投資総額は108億74百万円となりました。

#### (3) 資金調達の状況

当期中に、新本社ビルの取得資金として、金融機関より長期借入金として50億円の資金調達を実施しました。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 59 期 2020年度	第 60 期 2021年度	第 61 期 2022年度	第 62 期 2023年度
売 上 高 (百万円)	41,573	40,033	42,404	40,557
経 常 利 益 (百万円)	2,925	2,060	3,882	2,732
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,432	1,300	2,541	1,795
1 株当たり当期純利益 (円)	60.16	57.23	122.20	86.33
総 資 産 (百万円)	51,261	46,827	48,523	54,427
純 資 産 (百万円)	38,795	34,620	36,286	37,790
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,629.73	1,665.00	1,744.92	1,816.54

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。
2. 第59期2020年度の各数値については、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用する前の数値となっております。

#### (5) 対処すべき課題

##### ① 当社グループの経営環境について

2024年度以降も当社を取り巻く国内ITサービス業界全体は堅調に拡大すると見込まれていますが、地方公共団体を中心とする公共分野においては「自治体システム標準化」を迎える2025年に向けて、従来型の自治体ソリューション市場は急拡大するとともに、標準化対応後の環境は大きく変化しつつあります。

一方、当社の注力分野であるDX市場は堅調に推移することが予測されています。特に公共分野においては2023年に施行されたこども基本法や、同法に基づく大綱による「こどもまんなか社会」の実現など、政府は子育て政策に注力しており、当社が強みを持つ福祉分野の拡大とともに、自治体DX、地域の民間向けDX需要のさらなる拡大につながると期待されています。

##### ② 当社の経営戦略について

当社グループは、「創造と和と挑戦をもって お客さまからの信頼をもとに未来をひらき、世界中のお客さまと感動と喜びを分かち合い、豊かで安全・安心な社会の創生に貢献する」という経営理念に基づき、事業活動を通じた社会課題解決と、ITテクノロジーを活用した新たな価値の創造に取り組んでいます。

これまで、お客様の経営課題解決に寄与するDX企業として様々なソリューションを提供してまいりました。今年度より新たに始動させた「2026中期経営計画」ではAIを活用したDXソリューションを拡充し、お客様のDX化を加速させるとともに、当社自らもAIを活用して、さらにDX企業としての進化を遂げることで、お客様に高度で、高品質なソリューション・サービスを提供してまいります。



事業戦略の3つの柱として「地方公共団体情報システムの標準化対応」、「次世代ソリューションの開発」、「事業基盤拡充」に取り組み、中期経営計画の実現とともに、持続可能な社会の創造に貢献するAI×DX企業として、各種施策を推進してまいります。

#### 【地方公共団体情報システムの標準化対応】

地方自治体情報システム標準化方針に則り、当社の自治体様向けソリューションWebRingsの標準化対応開発を計画通り進め、2024年度より本格的に標準化システムへの移行を進めていきます。全国の拠点網を活用するとともに、アライアンス先の日本電子計算株式会社とも連携し、万全の体制で標準準拠システムへの移行支援を進めてまいります。

#### 【次世代ソリューションの開発】

「手続きBaton」をはじめ、自治体DX、地域・民間DXソリューションの拡充および業務資本提携先である株式会社三菱総合研究所グループとともにAIを活用した自治体向けソリューション「AI相談パートナー」の拡販を進めてまいりました。このノウハウを活用し、地域・民間での相談業務DXソリューションとして、拡販を進めてまいります。さらに、三菱総合研究所との協業関係を深化させ、シンクタンク×ITの実行力を発揮し、住民の課題解決・地域のデジタル化を推進する「地域共創DX」にも取り組んでまいります。

また、自治体システム標準化後を見据え、次世代WebRingsの開発へ着手いたします。次世代WebRingsは、多様化する住民サービスに応えるべく、「つながる」をコンセプトとし、自治体と民間事業者をつなげ、異業種横断的な住民サービスの提供を目指します。

#### 【事業基盤拡充】

全国の拠点網の拡充を図るとともに、アライアンスを通じて、同業他社との連携を通じて、顧客数の拡大・顧客基盤の拡充を図ります。

加えて、自治体から、地域・民間へと、さらに多くのお客様にサービスを提供できるようソリューションの拡充を進めてまいります。

また、経営基盤の強化を図るべく、「人的資本投資」、「財務・資本戦略」、「ITインフラ投資」戦略を推進してまいります。「人的資本投資」として、社員一人ひとりが輝くための制度・仕組み・環境を整備し、自律型人材を育成し、戦略的な人材配置や外部プロフェッショナル人材の登用、人材のリスキルを積極的に行ってまいります。「財務・資本戦略」としては、株主・投資家の価値向上に向けた資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応、事業拡大に向けた戦略的投資、資本構成の最適化、株主還元施策などを進めてまいります。また、セキュリティ対策の更なる強化、AIを主とした生産性・品質向上に寄与するITインフラの高度化を実現する「ITインフラ投資」を行います。

社員一人ひとりが輝き、持続的に成長し、活躍することのできる環境・企業風土を醸成し、さらなる成長

企業として当社グループは、挑戦・進化してまいります。

(6) **主要な事業内容**

当社の主な事業内容は以下のとおりです。

分野	事業内容
公共分野	自治体業務の効率化や住民サービスの向上を実現するため、行政システム（WebRings）や多様化する住民ニーズに応えるサービスを提供する事業
金融・保険分野	金融機関のニーズや課題に対して、コンサルティングから開発・保守・運用にいたるまで、幅広いサービスを提供する事業
産業分野	流通業や製造業、サービス業などのさまざまな分野に、最適なITソリューションやアウトソーシングサービスを提供する事業
DX分野	自治体DX、地域・民間DXの実現に向け、DXコーディネーターとして社会課題解決を見据えた新たなソリューションを提供する事業

(7) **重要な子会社の状況**

重要な子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	当社の持株比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アイネス総合研究所	100.0	IT関連事業・技術動向等に関する調査、研究機関、新規事業・サービスの開発
株式会社アイネスリレーションズ	100.0	システムの開発、運用、BPO業務支援
株式会社アイネステクノロジーズ	100.0	システムの運用・監視、クラウドサービスの提供
株式会社アイネス総合サービス	100.0	コーポレート業務支援、管理事務代行サービス

(注) 当社の持株比率は、議決権の数に基づき算出しております。

(8) 主要な事業所

① 当社の主要拠点

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区
晴海オフィス	
八重洲オフィス	
横浜事業所(登記上の本店所在地)	神奈川県横浜市
北海道支社	北海道札幌市
東北支社	宮城県仙台市
北関東支社	東京都豊島区
南関東支社	
中部支社	愛知県名古屋市
関西支社	大阪府大阪市
中国支社	広島県広島市
九州支社	福岡県福岡市

(注) 1. 2024年4月1日付で東京都中央区日本橋蛸殻町に本社を移転いたしました。

2. 2024年4月22日付で東京都豊島区に中関東支社を開設いたしました。

② 子会社の主要拠点

会 社 名	所 在 地
株式会社アイネス総合研究所	神奈川県横浜市
株式会社アイネスリレーションズ	東京都千代田区
株式会社アイネステクノロジーズ	神奈川県横浜市
株式会社アイネス総合サービス	神奈川県横浜市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,350名	101名 減

(注) 2024年4月1日付の従業員数は、1,383名です。

(10) 主要な借入先

借 入 先	当 期 末 借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	45億円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 175,477,400株
- (2) 発行済株式の総数 20,900,000株 (うち自己株式 96,727株)
- (3) 株主数 5,253名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三菱総合研究所	4,052	19.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,527	12.15
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,590	7.64
アイネスグループ社員持株会	1,158	5.56
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	805	3.87
BNP PARIBAS LUXEMBOURG / 2S / JASDEC / JANUS HENDERSON HORIZON FUND	688	3.31
株式会社三菱UFJ銀行	514	2.47
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	433	2.08
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDUCITS CLIENTS NON LENDI NG 15 PCT TREATY ACCOUNT	300	1.44
KIA FUND 136	274	1.31

(注) 持株比率は、自己株式を控除した株式数 (20,803,273株) により算出しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	6,208	4

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2023年4月28日の取締役会決議に基づき、執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式 (11,115株) の処分を行いました。
- ② 当社は、2023年6月23日の取締役会決議に基づき、取締役 (監査等委員および社外取締役を除く) に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式 (1,384株) の処分を行いました。
- ③ 当社は、2023年10月30日の取締役会決議に基づき、執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式 (284株) の処分を行いました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	吉 村 晃 一	社長
代 表 取 締 役	塚 原 進	専務執行役員
取 締 役	福 山 和 宏	常務執行役員
取 締 役	服 部 修 治	常務執行役員
取 締 役	金 群	早稲田大学 人間科学学術院 人間情報科学科 教授
取 締 役	村 上 嘉 奈 子	のぞみ総合法律事務所 パートナー 新生信託銀行株式会社 社外監査役 日本弁護士連合会常務理事
取 締 役	佐 藤 信 行	中央大学大学院法務研究科 教授 中央大学 副学長 日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会 委員 地方公共団体情報システム機構本人確認情報保護委員会 委員長 地方公共団体情報システム機構認証業務情報保護委員会 委員長
取 締 役	森 崎 孝	株式会社三菱総合研究所取締役会長 株式会社ノリタケカンパニーリミテド社外取締役(監査等委員) 日本ビジネスシステムズ株式会社社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	大 利 一 雅	
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	友 田 和 彦	パーソルホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社博報堂DYホールディングス 社外監査役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	芳 賀 良	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	早 船 勝 利	y k r アカウンティングアドバイザー合同会社 代表社員

- (注) 1. 取締役の金 群、村上 嘉奈子、佐藤 信行および森崎 孝の各氏ならびに取締役(監査等委員)の友田 和彦、芳賀 良および早船 勝利の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)の大利 一雅氏は、長年にわたり金融機関での業務執行および企業経営に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
取締役(監査等委員)の友田 和彦氏は、公認会計士として、長年にわたる経験と知見を有しております。  
取締役(監査等委員)の早船 勝利氏は、公認会計士として、長年にわたる経験と知見を有しております。
3. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため常勤の監査等委員を選定しております。
4. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

- ①2023年6月23日開催の当社第61回定時株主総会の終結の時をもって、取締役の大森 京太氏は退任し、同定時株主総会において、新たに、福山 和宏氏、服部 修治氏および森崎 孝氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- ②当社は、2023年6月23日開催の第61回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役の大利 一雅、友田 和彦および芳賀 良の各氏は任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任し、同定時株主総会において、新たに、早船 勝利氏が監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
5. 2024年3月31日をもって、取締役の吉村 晃一氏は代表取締役社長を退任し、2024年4月1日をもって、取締役の服部 修治氏は代表取締役社長に就任いたしました。
6. 当社は、社外取締役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社の社外取締役の独立性については、同取引所の独立性基準と同一の基準で判断しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結しております。

### ①当該取締役の氏名

吉村 晃一氏、塚原 進氏、福山 和宏氏、服部 修治氏、金 群氏、村上 嘉奈子氏、佐藤 信行氏、森崎 孝氏、大利 一雅氏、友田 和彦氏、芳賀 良氏、早船 勝利氏

### ②当該補償契約の内容の概要

会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償対象者がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより損害を賠償する責任を負う場合における当該損害に係る賠償金等については補償の対象としないこととしております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

### ①当該保険契約の被保険者の範囲

当社および子会社の取締役、監査役および執行役員

### ②当該保険契約の内容の概要

被保険者が会社役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害を填補するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

## (5) 取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、2023年6月23日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであるものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

・取締役（監査等委員である取締役を除く）個々の職責に応じた適正かつ適切な対価とし、また、当社グループの短期および中長期の業績向上と持続的な企業価値向上に向け動機づけとなる報酬体系および報酬水準とする。

・株主との利害共有を図り、説明責任が果たせる透明性・公正性・合理性が確保された報酬体系および報酬決定手続きとする。

・報酬体系および報酬水準については、経営者として、当社グループの持続的な企業価値向上に貢献し、また、当社コーポレート・ガバナンスに資する優秀な人材を登用できることを勧案する。

#### b. 基本報酬の額、報酬を与える時期等の決定に関する方針

基本報酬は、その職責に応じた職務執行の対価として固定額を毎月支給する。

c. 業績連動報酬に係る業績指標の内容および額の算定方法、報酬等を与える時期等の決定に関する方針  
業績連動報酬は、単年度の業績指標として各事業年度の連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益等の業績および各種経営指標の実績に連動して算出された額を賞与として、毎年6月に支給する。

#### d. 非金銭報酬の内容および数の算定方法、報酬等を与える時期等の決定に関する方針

非金銭報酬は、株式報酬とし、次の二種類の譲渡制限付株式について、中期経営計画開始年度の7月に支給する。

##### ・勤務条件付譲渡制限付株式

株主の視点に立ち、持続的な企業価値向上に向けたインセンティブとして、一定期間、取締役（監査等委員である取締役を除く）であることを譲渡制限解除の条件として、当該期間に応じた株数を支給する。

##### ・業績条件付譲渡制限付株式

中期経営計画等で定める中長期的な業績（各種経営指標を含む）計画から設定する目標値の達成のインセンティブとして、計画最終年度終了時に当該目標値が達成されていることを譲渡制限解除の条件として、当該計画期間中の在任期間に応じた株数を支給する。

#### e. 基本報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役（監査等委員である取締役を除く）



の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役および業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬である株式報酬の三種類で構成する。

社外取締役は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、基本報酬のみとする。

代表取締役および業務執行取締役の種類別の報酬割合

基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	報酬計
76%	14%	10%	100%

(注) 業績連動報酬は、当該期の業績（連結当期純利益等）に応じて、基準額の0～200%のレンジで決定する。

f. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

・社外取締役を主体に構成する指名報酬委員会が、報酬の妥当性等を検証することにより客観性・合理性を確保するとともに、経済情勢、当社業績または他社報酬水準等の動向を踏まえて、報酬体系および報酬水準を随時見直すものとする。

・取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額は、あらかじめ指名報酬委員会にて役員区分毎に策定された算定基準に基づき算定され、それらの報酬額の決定は、同委員会にて審議の上、その結果は取締役会に回答され、取締役会は、それらの回答内容に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個別の報酬額を決定する。

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	169,580 (27,024)	137,868 (27,024)	23,287 (-)	8,425 (-)	9 (5)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	37,872 (21,762)	37,872 (21,762)	-	-	4 (3)
監査役 (うち社外監査役)	7,872 (7,872)	7,872 (7,872)	-	-	3 (3)

(注) 1. 上記の取締役(監査等委員を除く)の員数は、当期末日時点の取締役の員数8名(うち社外取締役4名)と相違しておりますが、これは、上記員数には、2023年6月23日開催の当社第61回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名(社外取締役1名)が含まれていることによるものであります。なお、当社は、2023年6月23日開催の第61回定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬等の総額は、2009年6月24日開催の第47回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役1名)です。また、2019年6月25日開催の第57回定時株主総会において、取締役(社外取締役は除く)に付与する株式報酬の額として、上記の取締役報酬等の総額の範囲内で、勤務条件付譲渡制限付株式および業績条件付譲渡制限付株式について、それぞれ、年額45百万円以内、株式数の上限として、

それぞれ、年60,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。監査役の報酬の総額は、2009年6月24日開催の第47回定時株主総会において年額72,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の総額は、2023年6月23日開催の第61回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（うち社外取締役4名）です。また、2023年6月23日開催の第61回定時株主総会において、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に付与する株式報酬の額として、上記の取締役報酬等の総額の範囲内で、勤務条件付譲渡制限付株式および業績条件付譲渡制限付株式について、それぞれ、年額45百万円以内、株式数の上限として、それぞれ、年60,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の員数は4名です。監査等委員である取締役の報酬の総額は、2023年6月23日開催の第61回定時株主総会において年額72,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職する法人等	兼職内容
社外取締役	金 群	早稲田大学 人間科学学術院 人間情報科学科	教授
	村 上 嘉 奈 子	のぞみ総合法律事務所	パートナー
		新生信託銀行株式会社	社外監査役
		日本弁護士連合会	常務理事
	佐 藤 信 行	中央大学大学院法務研究科	教授
		中央大学	副学長
		日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会	委員
		地方公共団体情報システム機構本人確認情報保護委員会	委員長
		地方公共団体情報システム機構認証業務情報保護委員会	委員長
	森 崎 孝	株式会社三菱総合研究所	取締役会長
株式会社ノリタケカンパニーリミテド		社外取締役(監査等委員)	
日本ビジネスシステムズ株式会社		社外取締役	
社外取締役 (監査等委員)	友 田 和 彦	パーソルホールディングス株式会社	社外取締役(監査等委員)
		株式会社博報堂DYホールディングス	社外監査役
	芳 賀 良	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院	教授
	早 船 勝 利	y k r アカウンティングアドバイザーー合同会社	代表社員

(注) 1. 森崎 孝氏の兼職先である株式会社三菱総合研究所は、当社その他の関係会社であり、当社と当社との間には業務資本提携契約に基づくシステム提供サービスに関連する取引があります。また、同氏の兼職先である日本ビジネスシステムズ株式会社との間には、ハードウェア・ソフトウェア等の販売に関する取引があります。

2. その他の各兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当期における主な活動状況

社外取締役

氏名	取締役会の出席および発言状況ならびに期待される役割に関して行った職務の概要
金 群	<p>当期に12回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、長年にわたり大学においてコンピュータサイエンスの動向・適用分野についての研究に携わることにより培った技術・事業に関する専門的な知識・経験に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。その他、指名報酬委員会の委員を務め、技術・事業に関する専門的な知識・経験に基づく助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。</p>
村上 嘉奈子	<p>当期に12回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、弁護士資格およびコンプライアンス・オフィサー資格を有し、のぞみ総合法律事務所のパートナーを務め、企業のリスク管理、コンプライアンス、危機管理等の弁護士業務に従事していると同時に、他社の社外監査役の立場から企業経営に対する監督を行うことにより培った専門的な見識に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。その他、経営会議等の当社の会議体に参加し、専門的な見識に基づく助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。</p>
佐藤 信行	<p>当期に12回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、地方自治体の情報システム導入や個人情報保護に関する教育研究実績および公職経験、また、当社の主要業務かつ今後の注力事業となる地方自治体向けの新たな各種情報処理（ITサービス）業を推進するうえで、大変重要な領域についての造詣が深く、その経歴を通じて培った専門的な見識に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。その他、指名報酬委員会の委員を務め、専門的な見識に基づく助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。</p>
森 崎 孝	<p>当期に新たに就任し、就任後10回開催した取締役会のうち9回出席し（出席率90%）、長年にわたり金融機関およびIT系シンクタンクの企業経営に携わった経営の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。その他、指名報酬委員会の委員を務め、経営の専門家としての高い見識や豊富な経験に基づく助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。</p>

社外取締役(監査等委員)

氏名	取締役会、監査役会および監査等委員会の出席および発言状況ならびに期待される役割に関して行った職務の概要
友田和彦	<p>当期に12回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、また、当期に4回開催した監査役会および12回開催した監査等委員会に全て出席し（出席率100%）、公認会計士として財務会計に精通しており、長年にわたり監査法人において多数の上場企業の監査に関与され、その経歴を通じて培った専門的見識をもって、適宜発言を行っております。その他、専門的な見識に基づき、財務、会計、開示に関する助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。</p>
芳賀良	<p>当期に12回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、また、当期に4回開催した監査役会および12回開催した監査等委員会に全て出席し（出席率100%）、弁護士資格を有する大学院教授として金融商品取引法および会社法に精通しており、その経歴を通じて培った専門的見識をもって、適宜発言を行っております。その他、指名報酬委員会の委員を務めるとともに、経営会議等の当社の会議体に参加し、専門的な見識に基づき法令面での助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。</p>
早船勝利	<p>当期に新たに就任し、就任後10回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）また、12回開催した監査等委員会に全て出席し（出席率100%）公認会計士として財務会計に精通しており、長年にわたり監査法人において多数の上場企業の監査に関与され、その経歴を通じて培った専門的見識をもって、適宜発言を行っております。その他、経営会議等の当社の会議体に参加し、専門的な見識に基づき投資家目線での助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。</p>

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当期に係る会計監査人としての報酬等

49,000千円

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

49,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する監査の報酬等の額を区別しておらず、また実質的にも区別できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告するものといたします。

また上記の場合の他、監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に関する状況等を勘案し、必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会はその決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

---

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数および比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>( 20,283)</b>	<b>流動負債</b>	<b>( 7,601)</b>
現金及び預金	6,479	買掛金	1,909
売掛金及び契約資産	11,855	1年内返済予定の長期借入金	416
仕掛品	383	未払費用	1,297
原材料及び貯蔵品	69	未払法人税等	722
前払費用	431	未払消費税等	272
その他	1,084	前受金	129
貸倒引当金	△ 19	賞与引当金	959
<b>固定資産</b>	<b>( 34,143)</b>	役員賞与引当金	80
<b>有形固定資産</b>	<b>( 11,764)</b>	受注損失引当金	49
建物及び構築物	851	資産除去債務	230
工具、器具及び備品	1,025	その他の	1,533
土地	5,299	<b>固定負債</b>	<b>( 9,035)</b>
建設仮勘定	4,587	長期借入金	4,583
<b>無形固定資産</b>	<b>( 2,522)</b>	役員退職慰労引当金	88
ソフトウェア	2,498	退職給付に係る負債	3,411
その他	23	資産除去債務	154
<b>投資その他の資産</b>	<b>( 19,857)</b>	その他の	798
投資有価証券	13,535	<b>負債合計</b>	<b>16,637</b>
長期前払費用	767	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	4,147	<b>株主資本</b>	<b>( 37,398)</b>
その他	1,407	資本金	15,000
<b>資産合計</b>	<b>54,427</b>	資本剰余金	10,099
		利益剰余金	12,438
		自己株式	△ 140
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>( 391)</b>
		その他有価証券評価差額金	54
		退職給付に係る調整累計額	336
		<b>純資産合計</b>	<b>37,790</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>54,427</b>

# 連結損益計算書

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	40,557
売上原価	30,827
売上総利益	9,729
販売費及び一般管理費	6,851
営業利益	2,877
営業外収益	112
受取利息	52
受取配当金	27
保険配当金	14
その他	17
営業外費用	257
支払利息	11
投資事業組合運用損	8
事務所移転費用	233
その他	3
経常利益	2,732
特別利益	24
投資有価証券売却益	5
関係会社清算益	18
特別損失	84
固定資産除却損	19
特別退職慰労金	59
その他	5
税金等調整前当期純利益	2,672
法人税、住民税及び事業税	860
法人税等調整額	16
当期純利益	1,795
親会社株主に帰属する当期純利益	1,795

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>( 16,576)</b>	<b>流動負債</b>	<b>( 7,365)</b>
現金及び預金	3,704	買掛金	1,685
売掛金及び契約資産	10,846	短期借入金	1,600
仕掛品	336	1年内返済予定の長期借入金	416
原材料及び貯蔵品	69	未払費用	996
前払費用	388	前受金	89
未収法人税等	248	預り金	484
未収消費税等	793	賞与引当金	750
その他の	199	役員賞与引当金	67
貸倒引当金	△ 11	受注損失引当金	49
<b>固定資産</b>	<b>( 32,390)</b>	資産除去債務	230
<b>有形固定資産</b>	<b>( 11,346)</b>	その他の	996
建物	737	<b>固定負債</b>	<b>( 7,961)</b>
工具、器具及び備品	722	長期借入金	4,583
土地	5,299	退職給付引当金	3,229
建設仮勘定	4,587	役員退職慰労引当金	35
<b>無形固定資産</b>	<b>( 2,486)</b>	資産除去債務	106
電話加入権	16	その他の	7
ソフトウェア	2,467	<b>負債合計</b>	<b>15,327</b>
その他の	3	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>( 18,557)</b>	<b>株主資本</b>	<b>( 33,540)</b>
投資有価証券	11,882	資本金	( 15,000)
関係会社株式	1,089	資本剰余金	( 10,099)
長期前払費用	725	資本準備金	3,750
繰延税金資産	3,614	その他の資本剰余金	6,349
敷金及び保証金	1,159	<b>利益剰余金</b>	<b>( 8,580)</b>
施設利用会員権	80	その他利益剰余金	( 8,580)
その他の	3	繰越利益剰余金	8,580
<b>資産合計</b>	<b>48,967</b>	<b>自己株式</b>	<b>(△ 140)</b>
		評価・換算差額等	( 98)
		その他の有価証券評価差額金	98
		<b>純資産合計</b>	<b>33,639</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>48,967</b>



# 損益計算書

(自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	33,353
売上原価	25,782
売上総利益	7,571
販売費及び一般管理費	6,470
営業利益	1,100
営業外収益	481
受取利息	46
受取配当金	404
保険配当金	14
その他	15
営業外費用	258
支払利息	12
投資事業組合運用損	8
事務所移転費用	233
その他	3
経常利益	1,323
特別利益	24
投資有価証券売却益	5
関係会社清算益	18
特別損失	10
固定資産除却損	10
税引前当期純利益	1,337
法人税、住民税及び事業税	△ 141
法人税等調整額	381
当期純利益	1,097

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社 アイネス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 志村 さやか  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 飯田 昌泰  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイネスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社 アイネス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 志村 さやか  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 飯田 昌泰  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイネスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及び結果ハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の状況に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社アイネス 監査等委員会

監査等委員 芳賀 良

監査等委員 大 利 一 雅

監査等委員 友 田 和 彦

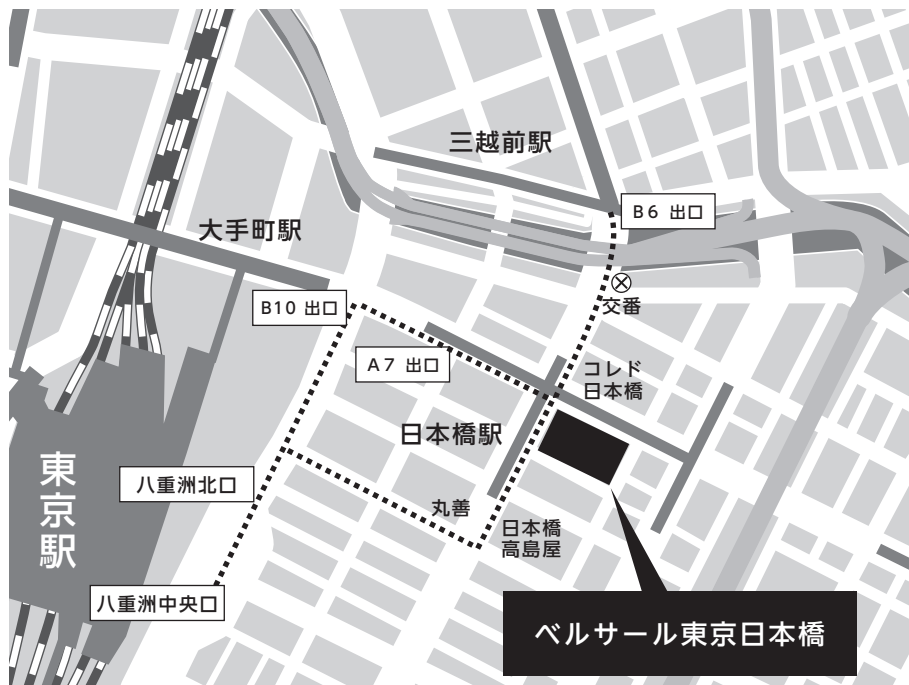
監査等委員 早 船 勝 利

(注) 監査等委員の芳賀良、友田和彦及び早船勝利は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役である監査等委員であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

【場所】 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー  
ベルサール東京日本橋 5階コンファレンスセンター



### 【交通手段】 最寄り駅

日本橋駅	東京メトロ	銀座線 東西線	B 6 出口	ビル直結
	都営地下鉄	浅草線		
東京駅	J R	—	八重洲北口	徒歩 8 分
	東京メトロ	丸ノ内線		
三越前駅	東京メトロ	半蔵門線	B 6 番出口	徒歩 5 分